

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十七号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則（昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項第二号中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

第三条の二中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の地域手当の支給に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。